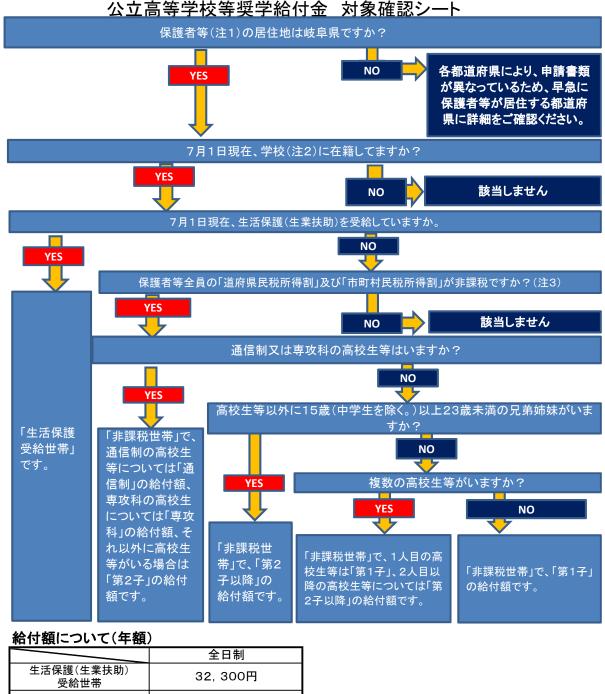
## 令和5年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(通常給付)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯(生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市 <u>町村民税所得割額が非課税世帯</u>)を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世 帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要で す。



- 非課税世帯(第1子) 117. 100円(注4) 非課税世帯(第2子以降) 143.700円(注4)
- (注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。
- (注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。
- (注3) 所得割額が非課税かについては、お住いの市町村役場又はマイナンバーカードをお持ちの方は マイナポータルの「わたしの情報-所得・地方税」から確認することが可能です。
- (注4) 令和5年度に限り、昨今の物価高騰を受けて、生活保護世帯を除く世帯へ、上記給付額に一律 4,000円を加算支給します。上記給付額の支給時に合算して支給します。

## 高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。 岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。 奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。